

令和4年度 事業計画書

□基本方針

一般財団法人大阪府みどり公社(以下「公社」という。)は、地域社会と調和のとれた農業の振興、及び地球環境の保全と自然環境の回復、並びに良好な生活環境の保全等をめざし、

- ① 大阪の農業の振興と農空間の保全、担い手の確保のための農地関連事業の展開
- ② 安全安心に配慮した魅力ある府民の森の運営管理
- ③ パリ協定を踏まえた地球温暖化防止のための取り組み
- ④ 森林の有する公益的機能を支えるための市町村への技術支援等の取り組み

を柱に、各般の事業を推進している。

事業推進に当たっては、移行法人として公益目的支出計画を着実に遂行し、同計画終了後も継続して活動していくべき社会的役割を持った法人として、各事業分野の中期的事業展開方向と目標を設定した、令和3年度を期初とする中期経営計画に沿って実施する。その際、国や大阪府の事業制度の拡充に迅速かつ柔軟に対応し、より効果的かつ効率的な展開に努める。

令和4年度は、各分野において以下のことを基本に、SDGs及びESGの観点も踏まえ事業を展開する。

農政分野においては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「中間管理法」という。)に基づく農地中間管理事業(以下「機構事業」という。)について、府と一体となり点から面への取組みの推進に努めるとともに、大阪農業の成長産業化の中軸を担う農業者の育成と確保の一環として、これまで実施してきた農業経営相談所に代えて、大阪府が本年度に新設する「農業経営・就農支援センター」の内、経営支援部門に関する業務の運営を行う。

自然環境保全分野では、「大阪府民の森」の指定管理は、北河内地区と中河内地区が本年度以降の指定管理者に選定されなかったため、南河内地区のみとなった。同地区について、これまで同様利用者の安全と安心を最優先に管理運営に努める。なお、同地区の次年度以降の指定管理が本年度内に公募されることから、その獲得を目指す。

さらに、公社が長年に亘り培ってきた自然環境保全関連事業に関する知見を、社会に還元するためのフィールドと活動の財政基盤を確保するため、府民の森以外の指定管理事業にも本年度応募する。

環境分野では、パリ協定で定める目標である、「世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、さらに1.5℃までに制限する努力を継続すること」等を踏まえ、2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、家庭及び事業者における取り組みを促進させるための事業展開を行う。

林政分野では、国において令和元年度から開始された「森林経営管理法」に基づく森林経営管理制度や森林環境譲与税の譲与により、市町村が行う森林整備及び木材利用の取組みが円滑かつ確実に実施されるよう、引き続き森林整備・木材利用促進支援センターとして技術的支援を行う。

また、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」の規定により、本年10月から新たに創設され

る、CO2 森林吸収量・木材固定量認証制度における認証機関として、本センターが大阪府の指定を受け、制度の周知や認証業務を行う。

法人運営では、公社の収支状況は、各事業分野での国及び大阪府の委託料や補助金等事業費の獲得により改善傾向にあったが、府民の森2地区の指定管理事業の逸失により、本年度は自然環境保全分野における組織体制は縮小するものの、同分野における収支バランスが悪化し、これに伴い公社の収支も大きく悪化することとなる。このため、本年度は、同分野における次年度以降の指定管理事業を獲得し、公社機能の継続的な発揮とそのための財政基盤の確保を目指す。

また、引き続き各事業分野における委託料及び補助金等の確保と、自然環境保全及び環境の両分野での収益事業の拡大等、公社経営の安定向上を目指す。

さらに、昨年度に実施した給与及び就業等の新たな規程に基づき、雇用形態に拘わらない公正な待遇の確保により、引き続き職員一人ひとりにとって働き甲斐のある、働きやすい職場を目指す。

□事業概要

I 農政分野



1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

大阪府では、農業従事者の高齢化や担い手不足、また農地の遊休化が大きな課題となっている。公社は、農地中間管理機構として、大阪府の都市農業・農空間条例（以下「条例」という。）やおおさか農政アクションプランを踏まえ、大阪府及び関係機関と連携して、担い手への農地の集積及び集約による経営基盤の強化を推進する。

また、農業経営の改善や法人化等に関する相談及び専門家派遣に加え、企業の農業分野への経営拡大及び営農開始後の定着を支援するため、大阪府の「農業経営・就農支援センター」の経営支援部門の運営を行う。

(1) 農地中間管理事業

① 事業推進方針

本年度の機構事業の推進に当たっては、業務の重点化と効率化を一層進める。このため、大阪府の定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、府と一体となって点から面への取り組みの更なる推進に努める。

② 事業目標

昨年度は、基盤整備等と連携した面的な取り組みとして、河南町加納・寺田地区及び豊能町高山地区等での49.2ha の転貸のほか、認定農業者や新規就農者等へ25.4ha の転貸を行うなど、府域全体で74.6ha の貸借実績となる見込みである。本年度は認定農業者及び新規就農者等への転貸26.0ha 以上を目標として実施する。

③ 関係機関との連携

大阪府の農地利用促進チームと一体となって事業推進を図る。

また、市町村、農業委員会、JA及び土地改良区等農業団体とも緊密に連携する。とりわけ、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域における協議の場に積極的に参加することが法令で明確化されたことから、農業委員会とより密接な連携を図る。

さらに、市町村及び土地改良区等への業務委託について、一層の拡大を図る。

④ 重点対象地区

条例における農空間保全地域制度及び農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に向けた取り組みが進んでいる地域や取り組む機運が高まっている、四條畷市下田原地区や河内長野市石仏地区など8地区で、機構事業の導入に向けて重点的に取り組む。

⑤ 地域への働きかけと事業PR

これまでの実績から、地域に対し機構事業の活用について働きかけ、集落座談会等を通じて農家の理解を得ることが、機構事業の推進にとって有効であると考えられる。

このことから、重点対象地区等における機構事業の着実な実施や今後の重点対象地区の掘り起こしに向け、49回を目標に地域への働きかけを行う。

また、農業の担い手となる人材が年々減少傾向にあることから、大阪府が実施する大阪産(もん)スタートアカデミーや市町村等が主催する農業塾等の取り組みと連携し、機構事業を活用することのメリットを分かり易く示すとともに、農業に関する技術や知識等が豊富な新規参入者の確保に努める。

⑥ 農地中間管理権を取得した農地の適正管理

農地中間管理権を取得した農地については、市町村や地元組織等と連携し、府の補助金を活用し適正に保全管理を行う。

(2) 農業経営・就農支援センター(経営支援部門)

大阪農業の成長産業化を推進するためには、農業生産の中軸を担う農業者の育成と確保が急務となっている。このため主力となる農業者の育成と確保、及び企業が農業分野へ経営拡大する際の相談対応と営農開始後の定着を支援するため、大阪府が本年度に新設する農業経営・就農支援センターの内、経営支援部門の運営を行う。

① 農業経営・就農支援センター(経営支援部門)の運営

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営が展開できるよう、農業所得の向上や農業経営の法人化、規模拡大などの多様な経営課題を解決するため、経営相談及び専門家の派遣と指導を行う。

この事業の対象となる農業者は、大阪府の農業改良普及組織やJAの推薦を受け、大阪府が決定した重点支援農業者とし、本年度の目標を50名とする。

また、支援内容については、公社と大阪府やJA等で構成する農の成長産業化推進会議経営戦略部会での協議を経て決定する。さらに、企業が農業分野へ経営拡大する際の相談対応を行うとともに、営農開始後の経営安定と定着に向けた支援を一貫して行う。

II 自然環境保全分野



1 大阪府民の森管理運営事業（実施事業等会計2）

大阪府では、都市近郊にある自然資源を活用した施設を設置・運営し、府民が樹木や野草などの自然に触れ、ゆとりや癒しを実感できる機会を増し、府民の自然環境保全に対する理解を深める施策を展開している。

これらの施策の拠点として整備された「大阪府民の森」について、令和2年度に予定されていた次期指定管理の公募が、コロナ禍の影響により延期された。北河内地区及び中河内地区については、2地区併せた公募が昨年度に行われ、公社は応募したが選定されなかった。南河内地区は2年延長され、本年度も引き続き公社と大阪府森林組合が共同事業体として指定管理を実施する。

管理運営に当たっては、来園者の安全確保を最優先に、さらなる利便性と魅力の向上を図る。

園地名	面積 (ha)	主要施設	所在地
ちはや園地	13	キャンプ・バーベキュー場 星と自然のミュージアム 等	千早赤阪村

(1) 安全で快適な施設管理

府民の森の管理運営に当たっては、施設や設備の不具合が園地利用者の事故の原因となることがないように、毎日の点検や定期点検を確実に実施し、事故や破損が発生する前に補修や修繕、安全対策措置を講じ、安全と安心を最優先に取り組む。

① 施設の点検とパトロールの実施等

案内所、休憩所、トイレなどの木造施設、管理道、園路、木製階段などの基盤施設、給水施設の機械設備等は、既に設置後40年近くが経過しており、劣化や老朽化が顕著になっている。このため、一斉施設点検を年2回実施するとともに、日常の点検及びパトロールを確実にを行い、不具合を発見した施設及び設備で補修や修繕が可能なものは園地職員が速やかに行い、専門技術を必要とするものは使用禁止など安全措置を採った上で専門業者に依頼することにより、利用者の安全と快適な利用を確保する。

また、掲示板、案内標識、園内放送、ホームページ等により、利用上の安全情報を適切に提供し、利用者の安全確保に努める。

② 大阪府との情報共有等

上記点検結果を大阪府に報告し、劣化が顕著な施設や安全性に懸念のある施設について情報を共有し、協議・調整の上、府が実施すべき対策については早期に実施するよう要請する。

③ ナラ枯れ被害対策

南河内地区のナラ枯れ被害では、昨年度の伐採本数は47本となっており、被害の終息には未だ至っていない。このため、8月にナラ枯れ被害木調査を実施し、利用者の多い管理

道、園路、広場等の危険木対策に引き続き取り組む。

④ 新型コロナウイルス感染防止対策

国や府の示す取り組みや対策を遵守し、来園者には三密回避の行動や手洗いの励行などを案内するとともに、キャンプ場等にはガイドラインを定め、健康チェックなどを実施する。

(2) 魅力ある府民の森の運営

誰もが快適に楽しく利用できる園地運営を目指し、利用者サービスの向上や魅力ある自然体験イベントを実施する。

① 自然体験イベントの実施と情報の発信

ちはや園地では、金剛山ロープウェイの運休や香楠荘の休館など、園地を取り巻く環境が大きく変化しているが、星空観測や自然素材を使った工作、野鳥や植物、昆虫の観察など多様なイベントやプログラムをボランティアの協力を得ながら実施する。また、天体観望会の Zoom 配信など新たな取り組みを行う。

さらに府民の森を主な活動の場としている非営利活動法人日本パークレンジャー協会とともに、子どもから大人まで参加できる多様なプログラムを提供し、府民の森の魅力づくりに努める。

② 府民の森の情報発信と積極的な PR

野草の開花や生きものなどの自然情報、イベントやアクセス情報を、ブログ・フェイスブック・インスタグラム等によりタイムリーに発信していくとともに、新聞、チラシ、WEB 等の多様な広報媒体を活用し、園地の魅力を広く府民に発信する。

(3) 自然環境保全関連事業の次期指定管理獲得に向けた取り組み

本年度は、南河内地区の次期指定管理者が公募されることから、公社がこれまで蓄積してきたノウハウや関係団体とのネットワークを生かした取り組みとともに、社会変化に対応した新たな視点を取り入れた提案をすることにより、次期指定管理の獲得を目指す。

また、公社が長年に亘り培ってきた自然環境保全関連事業に関する知見を、社会へ還元するためのフィールドと活動の財政基盤を確保するため、府民の森以外の指定管理事業にも本年度応募する。

2 大阪府民の森等直営事業（その他会計2）

府民の森の管理運営と公社全体の収支改善に寄与する観点から、自主製作商品の販売拡大や新規収益事業の開発に努める。また大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業については、金剛山ロープウェイの村営での運営断念が決定されたことにより、運休が継続されるなど厳しい状況が続くが、利用者サービスの向上に努める。

(1) 府民の森直営事業

本年度も引き続き、多彩なイベントや自然素材を活用した手作り物品、また一部改訂を行った「まるごとハイキングマップ」や「金剛山の野草Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」などの冊子、飲食物などの販売を行い、利用者へのサービス提供と収益の確保を図る。

(2) 大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業

令和2年度に予定されていた次期指定管理の公募が延期され、公社は昨年度から2か年の指定管理者に期間が延長されている。平成31年3月中旬の金剛山ロープウェイの運休、令和元年9月の香楠荘の休館、さらに、コロナ禍による昨年4月から6月にかけての本駐車場の臨時閉鎖など、本駐車場の利用環境は厳しい状況が続いているが、近場での登山人気なども反映し、昨年度の利用台数は前年度の86%程度に留まる見込みである。

このような状況において、安心して快適に駐車場を利用してもらうため、府民の森ちはや園地と連携した現地での金剛山情報の提供、トイレの清潔維持や積雪時の迅速な除雪作業など、きめ細かなサービスに引き続き努める。

なお、本駐車場の次期指定管理者の公募が本年度に予定されているが、ロープウェイの運休が継続されていることやトイレ管理やし尿処理費用が大きいことなど、課題が顕在化していることから、応募については募集要項の内容を精査した上でその是非を判断する必要がある。

III 環境分野



1 地球温暖化防止活動推進支援事業（実施事業等会計3）

「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」即ち脱炭素社会の実現に向けて、国においては、令和3年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発・広報活動が追加された。また、大阪府においても、令和4年3月に「大阪府温暖化の防止等に関する条例」が「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」と名称変更され、エネルギーの使用量が一定規模未満の事業者にも自律的な気候変動対策の取り組みを促すため、対策計画書を任意で提出することができる規定が新たに設けられるなど、地球温暖化対策の強化が進められている。

このため、大阪府地球温暖化防止活動推進センター（以下「大阪センター」という。）として、環境省や大阪府、市町村の委託事業や補助事業への参入に努め、大阪府や市町村は元より、経済団体、NPO、大学・専門学校生、大阪府地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）などとの連携を強化して、あらゆる主体の意識改革と行動喚起、事業者における脱炭素化に向けた取り組み促進、CO₂の排出の少ないエネルギーの利用促進等の取り組みを推進する。

(1) 府民向け地球温暖化対策の普及啓発の推進

環境省の地球温暖化防止活動推進センター補助金を活用して、大阪府が委嘱した推進員、環境NPO、市町村などと連携し、セミナーの開催や環境イベントへのブース出展などを通じて、府民に地球温暖化対策の普及啓発を行う。また、大阪センター職員や推進員を学校での出前授業や市町村等が実施するイベントに派遣することなどにより、地域での地球温暖化防止活動を支援・促進する。

また、府民への普及啓発広報誌「えこっと OSAKA」を年3回発行する。

(2) 脱炭素化に向けた新たな取り組み

大阪府が計画している事業への参画を図る。

① 脱炭素化に向けた消費行動促進事業

大阪府内で生産された食品のカーボンフットプリント(CFP)を算定する手法として、大阪産(もん)や大阪エコ農産物をモデルに、流通段階での輸送距離の削減分や農薬・化学肥料の削減分を簡単に反映する方法などを検討する。また、この算定結果をもとに、分かり易くラベリングする手法を検討し、大阪産(もん)や大阪エコ農産物など CO2 排出の少ない食品等に試行的に CFP ラベリングを行い、店頭や広報媒体で消費者に周知し、効果検証を行う。

② 地球温暖化防止活動推進員機能強化事業

推進員の人材確保と育成のため、脱炭素へのライフスタイル変革に寄与する活動を行う事業者等に対し温暖化対策の研修を行い、事業者内における専門人材を育成する。

(3) 市町村と連携した地球温暖化の普及促進

環境省の補助事業を受け、ナッジ手法を活用して、クールビズ・ウォームビズ、家庭エコ診断、エコドライブ、カーシェアリング、食品ロス削減等の具体的な対策を中心に、家庭部門の CO2 削減の取り組みを着実に進めようとする市町村からの事業受託を図る。

また、市町村と連携して家庭の省エネ相談を推進するとともに、市町村が実施する、小学校や幼稚園等に対する環境教育や、住民を対象とした地球温暖化防止の普及啓発事業に参画する。

(4) 事業者向けの CO₂排出削減対策

環境省の地球温暖化防止活動推進センター補助金を活用して、大阪府域で脱炭素化の中核を担う商工会議所、商工会、金融機関等の経済団体との連携を強化し、中小企業者対象の脱炭素支援セミナーの開催や、エネルギー使用量が一定規模未満の事業者に対し対策計画書の作成を支援する。

また、環境省の「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業」や「グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等の CO2 削減比例型設備導入支援事業」、大阪府の「中小事業者の脱炭素化促進事業」を活用して、省エネ診断を受けようとする事業者からの受託に努める。

2 環境調査・相談事業(その他会計1)

環境省及び他省庁の補助事業や、市町村及び民間団体の委託事業等の情報を収集するとともに、大阪府の協力を得て市町村や民間事業者のニーズの把握に努め、公社が支援等に関与できる事業を開拓し参入を図る。

(1) コベネフィット型環境対策技術等の国際展開に係るベトナムとの二国間協力事業

昨年度調査で選定した実証モデル3施設程度から実証実施施設を最終決定し、コベネフィット実証を行うとともに実証効果の確認を行う。また、昨年度に作成したコベネフィット診断・実施マニュアルにコベネフィット実証事例等を追加するなど増補改訂し、現地で人材育成研修を行う。さらに、ベトナム企業が二国間クレジット制度(JCM)を活用する際の課題を解決するた

めの調査を行う。

IV 林政分野



1 森林整備・木材利用促進支援事業(その他会計3)

令和元年度から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林環境譲与税が全国の自治体に譲与されることになった(森林環境税は令和6年度から課税)。また、森林所有者の責務を明確化し、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図ることを目的とした「森林経営管理法」が施行され、新たな森林経営管理制度もスタートした。

森林環境譲与税は、その用途が、間伐などの森林整備や木材の利用促進、担い手の育成や普及啓発等に活用することに限られており、各市町村で計画的に取り組みを進めていくことが求められている。

制度が始まって3年が経過し、府内市町村における森林環境譲与税を活用した取り組みは毎年増加しているが、事業を実施する部課では森林や木材に関する専門知識や経験、組織体制が未だ十分でないところも多く、公社は、森林整備・木材利用促進支援センターとして、大阪府の委託を受け、市町村による森林環境譲与税を活用した取り組みが円滑かつ適切に行われるよう、引き続き様々な支援を行う。

(1) 市町村支援事業

① 市町村指導

府内43市町村を巡回訪問し、森林環境譲与税による事業計画の作成や実施手法等の相談に応じ、必要な情報の提供や技術的な助言等を行う。

また、大阪府と連携し、市町村職員を対象とした担当者会議を開催し、国及び大阪府の動向や他府県の取り組み状況、事業実施の留意事項等についての情報提供や意見交換を行う。

② 技術研修会の開催

森林環境譲与税の効果的な活用に向け、市町村職員を対象として、森林整備や木材利用、普及啓発等の取り組みに関する技術研修会を、各テーマに付き2回以上開催する。

③ 事業実績の広報

府内市町村による森林環境譲与税を活用した森林整備・木材利用の取り組み実績について、公社のホームページで紹介するなど広く府民に発信する。

(2) 木材利用促進支援事業

府内市町村において森林環境譲与税により大阪府産材を使った木材利用の事業数11事業の実施を目標として支援を行う。

① アドバイザーの派遣

市町村が公共施設の木造化や木質化、木製品の整備、木育をテーマとした体験学習等の木材利用事業の取り組みを行うにあたり、相談内容に応じて木材流通や木造建築等の知識と経験を有するアドバイザーを派遣(年間40人日程度)し、技術的な指導や助言を行う。

② 木材・木製品情報の収集・提供

木製品を製造販売する民間事業者から製品情報や使用事例等を収集し、必要に応じて市町村に提供するとともに、民間事業者へ森林環境譲与税の制度の周知や大阪府産材利用等を働きかけていく。

また、市町村による森林環境譲与税を活用した木材利用を促進するため、大阪府や木材関係団体等と連携し、大阪府産材をはじめ国産材製品の安定供給のための体制づくりに向けた取り組みを進める。

(3) 森林整備支援事業

府内の森林を有する市町村(33市町村)のうち、森林環境譲与税により新たに森林整備に着手する市町村数3市町村を目標として支援を行う。

① 森林整備関係情報の収集・提供

市町村による森林整備事業の取り組みの参考とするため、森林経営管理制度に関する国の動きや府内外での取り組み実績等について、市町村の森林状況や事業進捗を踏まえながら情報提供を行う。

② 森林整備計画作成等支援

市町村が森林所有者への意向調査や森林整備計画の作成等を行うにあたり、大阪府や大阪府環境農林水産総合研究所と連携し、森林の基礎データの提供や整備手法の検討・提案等、技術的な助言を行う。

(4) CO2 吸収量・固定量認証事業

「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、市町村や民間事業者が森林整備によるCO₂吸収量や木材利用によるCO₂固定量を、CO₂排出削減の実績に参入する際の認証機関として、本センターが大阪府から指定を受け、申請書の審査・認定及び制度の周知等の業務を行う。